汎用 AI 実務規範第 3 ドラフト

汎用 AI モデルのプロバイダによるコミットメント

著作権セクション

著作権部会長および副部会長による序文

実務規範の著作権セクションには、AI 法第 53 条(1)c)に基づく義務を遵守するために、署名者が取るべき一連の施策が記載されている。第 3 ドラフトでは、第 1、2 ドラフトの核となる要素が簡素化され、より明確な形となっている。施策 I.2.1（ドラフト第 2 案の旧施策 2.1 及び 2.2）は、欧州連合の著作権法を遵守するための方針を「導入する」とはどういうことかを規定し、対象となる一連の施策を明確にしている。I.2.2 及び I.2.3 対策（ドラフト 2 の旧施策 2.4-2.8）がウェブクローリングされたコンテンツのマイニングを規制するのに対し、I.2.4 対策（旧施策 2.3）は署名者がウェブクローリングしていない保護されたコンテンツのマイニングに関するものである。第 I.2.5 項（ドラフト 2 の旧第 2.9 項及び旧第 2.10 項）は、下流の AI システムが侵害出力を繰り返し生成するリスクを緩和するためのコミットメントを定めている。最後に、第 I.2.6 項（旧第 2.11 項、ドラフト 2）は、窓口を指定し、署名者が著作権条 項の約束を遵守していないことに関する苦情を提出できるようにすることを約束する。序文で述べたように、このセクションにはもはや個別の KPI は含まれていない。しかし、いくつかの KPI の特徴は、この施策に盛り込まれている（例えば、単一文書での方針の記述、窓口の簡 単なアクセス可能な情報、苦情の申し立ての可能性）。本項は、著作権および関連する権利に関する連邦法の適用と執行、ならびに保護されたコンテンツの利用を認める署名者と権利者との間の商業協定を妨げるものではないことを、前文で明確にする。

Alexander Peukert

第 1 作業部会 議長

Céline Castets-Renard

第 1 作業部会

著作権セクションの前文

以下の通り：

a) 本セクションは、AI 法第 53 条 1 項(c)に基づき、連合市場に上市された汎用 AI モデルのプロバイダが著作権及び関連する権利に関する連合法を遵守するための方針を定める義務の適切な適用に資することを目的とする。

b) 本項のコミットメントの遵守は、新興企業を含む中小企業の利益を十分に考慮し、プロバイダの規模や能力に見合ったものでなければならない。

c) 本条は、著作権および関連する権利に関する連邦法の適用および執行を妨げるものではなく、またいかなる意味においても影響を及ぼすものではない。

d) 本条は、署名者と権利者との間で交わされる、著作物およびその他の保護対象の使用を許可する商業的合意を妨げるものではない。

コミットメント I.2. 著作権ポリシー

法律文書：AI 法第 53 条第 1 項（c）

著作権および関連する権利に関する EU 法を遵守するための方針を定め、特に、AI 法第 53 条(1)項(c)に従い、指令(EU)2019/790 第 4 条(3)項に従って表明された権利の留保を、最先端技術を通じて特定し、遵守することを含む義務を果たすため、署名者は、I.2.1 項に従って著作権方針を策定し、最新の状態に保ち、実施すること、また、EU 市場に上市される汎用 AI モデルについて I.2.2-I.2.6 項を採用することを約束する。

施策 I.2.1. 著作権ポリシーを策定し、最新の状態に保ち、実施する。

(1) 署名者は、著作権および関連する権利に関する連邦法を遵守するための方針を作成し、常に最新に保ち、 実施する。この方針は、本項に従ってすべての約束に対応するものであり、署名者によって承認された単一の文書に記載される。署名者は、本方針の実施と監督について、組織内で責任を割り当てる。

(2) 署名者は、その著作権ポリシーの概要を一般に公開し、最新の状態に保つよう奨励される。

施策 I.2.2. ワールド・ワイド・ウェブをクロールする際、合法的にアクセス可能な著作権保護されたコンテンツのみを複製・抽出する。

Directive (EU) 2019/790 の第 2 条 2 項に従い、テキストマイニングやデータマイニングを目的としたデータのクロール、スクレイピング、および/またはコンパイル、ならびに汎用 AI モデルの訓練のために、署名者がウェブクローラーを使用する場合、またはそのようなウェブクローラーを代理として使用させる場合、合法的にアクセス可能な著作物およびその他の保護対象者のみを複製・抽出することを保証するため、署名者は以下のことを行う：

(a) ペイウォールなど、著作物やその他の保護対象物へのアクセスを防止または制限するために設計された、指令（EC）2001/29 の第 6 条（3）に定義される効果的な技術的手段を回避せず、商業的規模で著作権を侵害するコンテンツを公衆に提供し、実質的な合法的用途がなく（「海賊版ドメイン」）、欧州連合および欧州経済地域の裁判所または公的機関によってそのように認められているインターネットドメインを、ウェブクローリングから除外する合理的な努力をす

ること。欧州連合（EU）および欧州経済地域の関連団体が発行する、関連する海賊版ドメインのリストへのハイパーリンクのリストは、EU のウェブサイトで公開される。

施策 I.2.3. ワールドワイドウェブをクロールする際に、権利の留保を識別し遵守する

(1) 署名者が、指令（EU）2019/790 の第 2 条（2）に従ったテキストマイニングおよびデータマイニング、ならびに汎用 AI モデルの訓練を目的として、ウェブクローラーを使用する場合、またはそのようなウェブクローラーを使用させる場合、指令（EU）2019/790 の第 4 条（3）に従い表明された機械可読の権利留保を、最先端技術を含め、確実に特定し遵守するため、署名者は以下を行う。

(a) インターネット技術タスクフォース（IETF）の意見要求番号 9309 で指定されているロボット排除プロトコル（robots.txt）に従って表現された指示を読み、それに従うウェブクローラーを採用すること。9309、およびこの IETF 標準の後続バージョンに規定される、ロボット排除プロトコル（robots.txt）に従って表現された指示を読み取るクローラーを特定し、遵守するための最善の努力を行うとともに、例えばアセットベースまたはロケーションベースのメタデータを通じて、指令（EU）2019/790 の第 4 条（3）に従って権利の留保を表現するための他の適切な機械可読プロトコルを特定し、遵守するための最善の努力を行う、異なる文化分野を考慮し、第 3 項で言及される業界横断的標準の策定を予期しつつ、より直接的な解決策として、権利者、AI プロバイダ、その他の関連する利害関係者の参加を得て EU レベルで促進される、善意の議論に基づく包括的なプロセスを通じて一般的に合意されたもの。

(2) このコミットメントは、指令（EU）2019/790 の第 4 条（3）に従い、合法的にアクセス可能な著作物及びその他の保護対象物のテキストマイニング及びデータマイニングの目的での使用を、オンラインで公に利用可能なコンテンツの場合には機械可読の手段など、適切な方法で明示的に留保する権利者の権利を害するものではない。

(3) 関連する国際的および欧州的な標準設定プロセスを十分に考慮し、署名者は関連する標準化の努力を支援し、指令（EU）2019/790 の第 4 条 3 項に基づき、権利留保を表明するための適切な機械可読標準を開発することを目的として、権利者を含む他の関連利害関係者との善意の協議に自主的に参加することが奨励される。

(4) 署名者は、影響を受ける権利者が、採用されているウェブクローラおよびその robot.txt 機能、ならびにクロール時に指令（EU）2019/790 の第 4 条 3 項に従って表明された権利留保を特定し遵守するために署名者が採用する施策に関する情報を入手できるよう、合理的な手段を講じる。例えば、かかる情報を公開し、権利留保の遵守について通知するウェブサイトの更新をすべてカバーするウェブフィードをシンジケート化する。

(5) 規則（EU）2022/2065 の第 3 条(j)に定義されるオンライン検索エンジンを提供している、またはそのようなプロバイダを管理している署名者は、本措置の第 1 項に従って表明された権利留保への準拠が、その検索エンジンを通じて、権利留保が表明されたコンテンツの見つけやすさに悪影響を与えないよう、適切な措置を講じることが奨励される。

施策 I.2.4. 署名者がウェブクローリングしていない保護対象コンテンツに関する適切な情報を入手する。

(1) 署名者が、その汎用 AI モデルの訓練のために、指令（EU）2019/790 の第 2 条（2）に従い、ウェブクローリング以外の手段によって、またはウェブクローリングを代行することによって、それぞれの権利者またはその認定代表者の許諾を得ることなく入手した著作物およびその他の保護対象物を採掘する場合、適切な情報（例えば、インターネットからスクレイピングまたはクローリングされた著作物およびその他の保護対象物が、Internet Engineering Task Force（IETF）の意見要求第 9309 号（Request for Comments No.9309）およびこの IETF 標準のその後のバージョンで規

定されているように、ロボット排除プロトコル（robots.txt）に従って表現された指示を読み、それに従うウェブ・クローラーを採用することによって収集されたものであるか否かについて、適切な情報（例えば、サードパーティーのウェブサイト上で利用可能な情報を確認するか、情報を要求することによって）を得るための合理的な努力を行う。

(2) 本施策は、本施策の第 1 項に記載されたデータについて、著作権遵守の観点から検証すること、または作品ごとに評価を進めることを約束するものではない。

施策 I.2.5. 著作権を侵害するアウトプットが作成されるリスクを緩和する。

(1) 生成的な汎用 AI モデルが組み込まれた下流の AI システムが、著作権および関連する権利に関する連邦法に従って保護される著作権または関連する権利を侵害する出力を繰り返し生成するリスクを緩和するため、署名者は以下のことを行う。

(a) モデルが著作権を侵害する出力を繰り返し生成する程度まで、モデルが著作権のある訓練コンテンツを記憶するリスクを緩和する合理的な努力をし、また、モデルの著作権を侵害する利用を、利用規定、利用規約、またはその他の同等の文書で禁止する。

(2) 本施策は、署名者が当該モデルを自社の AI システムに垂直統合しているか、契約（ ）に基づき当該モデルを他の事業体にプロバイダしているかにかかわらず適用される。本施策の第 1 項 b に従った著作権を侵害する使用を禁止する約束は、フリー・オープンソースライセンスの下でリリースされる汎用 AI モデルには適用されない。

施策 I.2.6. 窓口を指定し、苦情の申し立てができるようにする。

(1) 署名者は、影響を受ける権利者とのコミュニケーションのための窓口を指定し、それについて簡単にアクセスできる情報を提供する。

(2) 署名者は、影響を受ける権利者及びその権限を有する代表者（団体管理組織を含む）が、電子的手段により、本条に従った署名者の約束の不履行に関する十分正確かつ十分な裏付けのある苦情を提出し、それに関する容易にアクセス可能な情報を提供できるよう、機構を設置する。権利者による苦情が明白に根拠がない、または過剰である場合、特にその反復的な性格のために、署名者は苦情への対応を拒否することができる。